



鳥取県公報

平成 28 年 7 月 12 日 (火)
第 8 8 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (482) (東部福祉保健事務所) 2 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (483) (〃) 2 大規模小売店舗の新設の届出 (484) (企業支援課) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (485・486) (〃) 3 土地改良区の定款の変更の認可 (487) (農地・水保全課) 6 保安林の指定の解除予定 (488) (森林づくり推進課) 6 土地改良区の役員の就退任 (489) (東部農林事務所) 6 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (490) (鳥取県土整備事務所) 7 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2 件) (491・492) (西部総合事務所地域振興局) 7
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (20) (教育総務課) 8

告 示

鳥取県告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
トスク株式会 社	トスク介護用品	鳥取市行徳一丁 目103	平成28年7月 5日	平成28年8月 2日	特定福祉用具販 売

鳥取県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
トスク株式会 社	トスク介護用品	鳥取市行徳一丁 目103	平成28年7月 5日	平成28年8月 2日	特定介護予防福 祉用具販売

鳥取県告示第484号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス境港店 境港市上道町字岬2177-2ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健
東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年3月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,733平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 117台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり

- イ 収容台数 22台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 100平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 20.38立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 3か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
平成28年6月30日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成28年7月12日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部商工農政課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー安倍店 米子市安倍字清水尻中171ほか
- 2 変更する事項
施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
変更後 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時30分から午後8時30分まで
変更後 午前6時30分から午後10時まで
- 3 変更年月日

平成28年6月25日

4 届出年月日

平成28年6月24日

5 2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206-5

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206-5

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,695平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 42台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 9台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 14平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 6立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 2か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成28年7月12日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第486号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー駅南店 鳥取市南吉方二丁目30ほか
- 2 変更する事項
施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 8 時
変更後 開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 9 時30分
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 8 時30分から午後 8 時30分まで
変更後 午前 6 時30分から午後10時まで
- 3 変更年月日
平成28年 6 月25日
- 4 届出年月日
平成28年 6 月24日
- 5 2の変更に係るもの以外の事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
ア 大規模小売店舗を設置する者
林 喜朗 鳥取市吉方温泉四丁目641
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206- 5
(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,023平方メートル
(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 49台
イ 駐輪場の位置及び収容台数
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 8台
ウ 荷さばき施設の位置及び面積
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 面積 16平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 容量 23立方メートル
(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(ア) 出入口の数 2か所
(イ) 位置 6の書類に記載のとおり
イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成28年7月12日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、松尾溜池土地改良区の定款の変更を平成28年7月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第488号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町姫路字川下モ一 714の113、714の114、714の117

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり鷹狩土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年7月12日

鳥取県東部農林事務所長 村 尾 和 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	森 尾 進	鳥取市用瀬町鷹狩24
〃	小 林 純 一	鳥取市用瀬町鷹狩735
〃	森 田 英 樹	鳥取市用瀬町鷹狩522
〃	平 井 陽 二	鳥取市用瀬町鷹狩42-3
〃	森 田 正 志	鳥取市用瀬町鷹狩471
〃	小 林 隆 史	鳥取市用瀬町鷹狩711
〃	森 田 和 男	鳥取市用瀬町鷹狩521
監 事	大 谷 芝 毅	鳥取市用瀬町鷹狩81
〃	山 崎 淳	鳥取市用瀬町鷹狩701

平成28年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	平 井 陽 二	鳥取市用瀬町鷹狩42-3
〃	森 尾 進	鳥取市用瀬町鷹狩24

〃 森 田 和 男 鳥取市用瀬町鷹狩521
 〃 森 田 正 志 鳥取市用瀬町鷹狩471
 〃 小 林 隆 史 鳥取市用瀬町鷹狩711
 〃 森 田 盛 気 鳥取市用瀬町鷹狩478
 〃 森 尾 卓 朗 鳥取市用瀬町鷹狩708
 監 事 大 谷 芝 毅 鳥取市用瀬町鷹狩81
 〃 森 尾 昌 浩 鳥取市用瀬町鷹狩66
 平成28年4月22日就任 任期2年

鳥取県告示第490号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月12日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社パイブフレンド 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字砂浜2279外7筆 (10,127.16平方メートル)	砂 (33,723.25立方メートル)	採取の期間	平成27年3月30日から 平成28年5月29日まで	平成27年3月30日から 平成29年5月29日まで	平成28年6月13日
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八幡408-23外6筆 (9,990平方メートル)	砂 (23,022立方メートル)	〃	平成27年7月17日から 平成28年7月16日まで	平成27年7月17日から 平成29年7月16日まで	平成28年6月30日

鳥取県告示第491号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成28年8月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年7月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 申請のあった年月日
平成28年6月24日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人志塾フリースクール鳥取
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
木下 雅友
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市富士見町一丁目5
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、不登校や引きこもりなどの悩みを持った子供、思春期特有の悩みを持つ若者、その家族、再出発をしたい人に対して、援助、協力に関する事業を行い、もって社会福祉、教育の拡充に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第492号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成28年8月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年7月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人おりもんや
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小前 澄子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市加茂町一丁目17
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人に対して、それぞれ個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適性に応じた福祉支援事業を行い、個々の可能性を引きだし、障がいのある人の自立と自己実現に寄与することを目的とする。

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第20号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年7月12日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年7月13日（水）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成27年度教育行政の点検及び評価について
 - (2) その他